練馬区 災害時における医療救護班等 活動マニュアル(案)

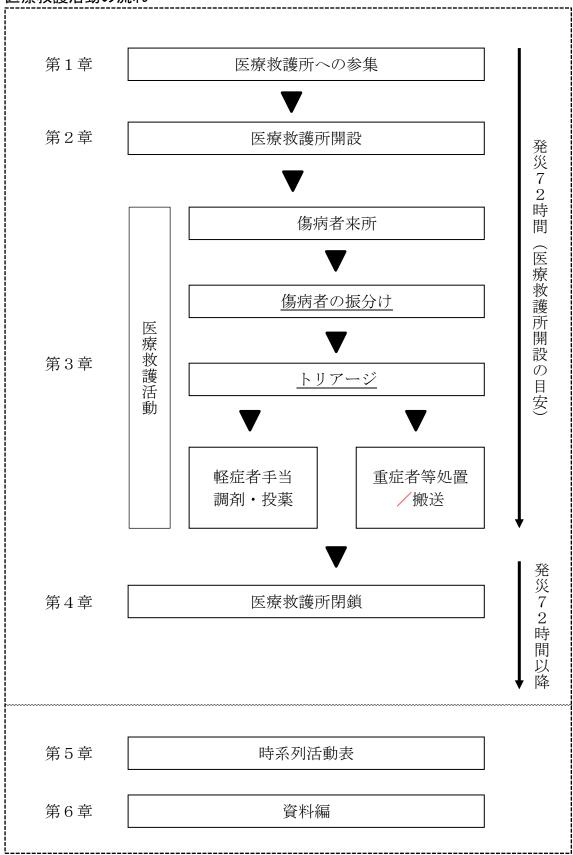
平成 年 月

練馬区災害医療運営連絡会

目次

				舌重												•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
災	害	医	療	の7		0	キ	-	ワ	_	ド	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
医	療	救	護	舌重	Ŋσ)指	揮	命	令	系	統	図	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
第	1	章	:	医猪	逐步	(護	所	·~	の	参	集	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	1			集身																•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	2			集準																	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	3		責	'壬者	TO.	決	定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	4		医	寮求	女護	訥	0	運	営	従	事	者	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
第	2	章		医猪	逐步	(護	所	開	設	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	1		施	没⊄)发	: 全	確	認	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	2		医	寮求	女護	訮	0	開	設	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	3		開	没等	FO.	報(告	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
第	3	章	:	医猪	逐步	(護	活	動	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	1		傷	病者	主	所	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	2			方者																	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	3		<u>۲</u>	リァ	_	・ジ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	4		軽	定者	手手	当	/	調	剤	•	投	薬	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	5		重	定者	育等	処	置	/	搬	送	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	6		記	禄場	驴	運	営	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
第	4	章	:	医猪	逐步	(護	所	閉	鎖	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	1		医	寮求	女護	訮	0	閉	鎖	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	2		急	生其	刖	以降	(D)	避	難	拠	点	•	医	療	救	護	所	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
第	5	章	:	诗系	移]活	動	表	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	兀	師	会	のほ	字	[列	活	動	表	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
第	6	章	_	資料						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	1			害眠								•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	2		_	の他		•								•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	3		医	薬品	占協	症	事	業	者	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	4		_	の他				_					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	4			蓄医			-				•	•				•			月	現	在) •		•	•	•	•	•	•	•	•	
	5		医	寮求	女譲	訶	(D)	運	営	様	式	(様	式	1	\sim	9)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	6		医	寮求	女護	訶	配	置	図																							

医療救護活動の流れ



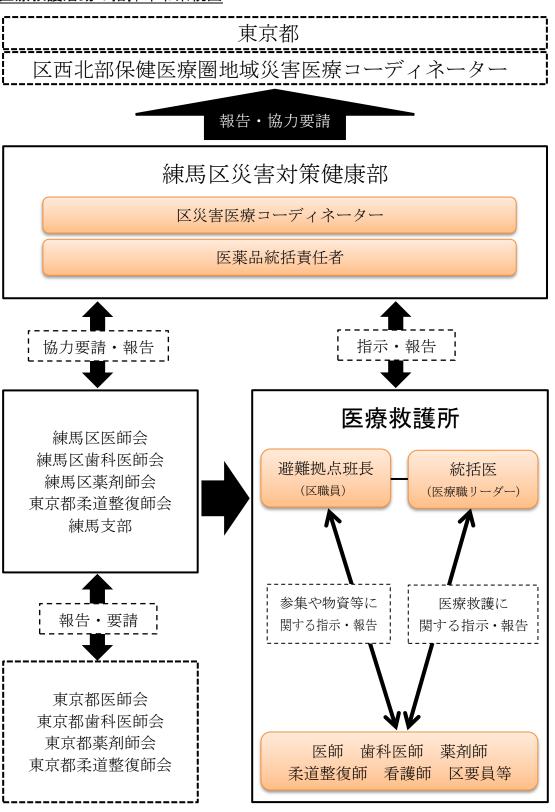
災害医療の実践として大切なキーワードとして CSCATTT というものがあります。多数傷病者が発生する事故の際に医療従事するものが対応するための戦術的な実践方法を示した言葉です。この活動マニュアルはこのキーワードを基本に作成しています。

災害医療の7つのキーワード (東京都福祉保健局トリアージハンドブックより)

40	С	Command&Control	指揮命令系統・統制					
組織体制	S	Safety	安全確保					
	С	Communication	優先情報の確認・収集、意思疎通、情報伝達					
111.1	A	Assessment	評価・判断					
医	Т	Triage	トリアージ					
医療支援	Т	Treatment	治療					
援	Т	Transport	搬送					

- 「C」…災害発生時の急性期に迅速な医療活動を行うためには、組織化された 指揮命令系統の確立が混乱を防ぎ、組織間の相互協力体制を確立しま す。
- 「S」…安全に活動できないと判断される場合は、関係機関へ通報するととも に、安全が確保されるまで現場から避難します。
- 「C」…テレビ、ラジオ、スマホなどを使用し、現状の把握、医療関係者・警察・消防・救援機関との意思疎通・情報伝達に努めます。
- 「A」…災害現場や現場救護所の状況、救護力や人的資源、医療資器材の備蓄 状況などを判断します。
- 「T」…負傷者のトリアージを行い、応急処置の優先度(緊急度)や搬送順位 を決定します。
- 「T」…トリアージで緊急度の高い傷病者から応急処理を行います。
- 「T」…搬送先医療機関の状況や収容力等を考慮し、後方搬送・広域搬送を行います。

医療救護活動の指揮命令系統図

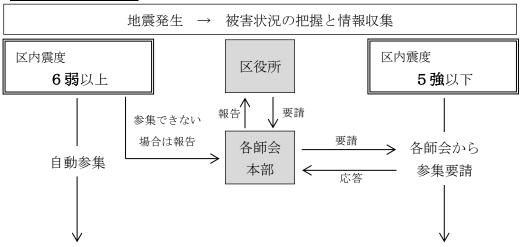


第1章 医療救護所への参集

1 参集条件

練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、各師会要員は指定され た医療救護所(区内10か所の小・中学校)へ自動参集します。震度5強以 下の場合でも、災害対策本部(練馬区役所)からの要請に基づき、各師会本 部を通じて参集指示があります。自身が勤務する診療所等には、行先を掲示 するなどして、休診していることを明示します。(様式9)

[参集フロー図]



指定の医療救護所

No.	医療救護所	所在地	無線番号
1	旭丘中学校	旭丘2-40-1	ねりま 961
2	開進第三中学校	桜台3-28-1	ねりま 967
3	貫井中学校	貫井2-14-13	ねりま 972
4	練馬東中学校	春日町2-14-22	ねりま 971
5	光が丘第四中学校※	光が丘2-5-1	ねりま 978
6	石神井東中学校	高野台1-8-34	ねりま 980
7	谷原中学校	谷原4-10-5	ねりま 985
8	大泉南小学校	東大泉6-28-1	ねりま 659
9	大泉西中学校	西大泉3-19-27	ねりま 989
10	石神井西中学校	関町南3-10-3	ねりま 981

※平成31年4月より光が丘秋の陽小学校(光が丘2-1-1)へ指定変更。

なお、参集にあたっては、自身の安全はもちろん、家族の安全確保に努めてください。参集することが困難な場合には、各師会本部に連絡し、対応方法について指示を仰いでください。

避難拠点要員は、参集後、以下の名簿を作成します。

- ① 避難拠点要員の参集簿(様式1)
- ② 参集する四師会の要員の参集簿(様式2)

2 参集準備

医療救護活動の目安は概ね72時間です。参集にあたっては、活動しやすい服装で、最低限の着替えや食料は持参します。

3 責任者の選定

避難拠点要員の班長が医療救護所の運営の中心となりますが、医療救護活動のうちトリアージや応急処置については、医師会から派遣される医師のうち1名が統括医となり、その指示のもとにトリアージ、患者搬送、応急手当、災害時医療機関への連絡などを行います。そのため、医療救護活動の指揮命令権者である統括医の指示がうまく伝わるよう各師会内でもそれぞれ責任者(リーダー)を決定します。

[統括医の役割]

医療救護活動の指揮命令権者。主な役割は以下のとおり。

- ○各師会のリーダーと医療救護所内での活動内容について確認・調整する。
- ○各持ち場に人員を割り振る。

(第2章 「2 医療救護所の開設準備」の例を参照)

- ○誰がどの傷病者を治療するのか指示する。
- ○各師会のリーダーに災害対策本部からの情報を伝達する。

[避難拠点班長の役割]

医療救護所を含む避難拠点全体の責任者。主な役割は以下のとおり。

- ○発災時に学校を開錠する。
- ○避難拠点および医療救護所要員の参集者を確認し、区要員等の人員の割振りをする。_
- ○避難拠点および医療救護所を開設する。
- ○避難拠点および医療救護所の開設について、災害対策本部に報告する。
- ○統括医と連携し、重症者の搬送等の調整を災害対策健康部と行う。
- ○避難拠点および医療救護所の閉鎖について、災害対策本部と協議する。

4 医療救護所の運営従事者

医療救護所において、医療救護活動等の従事者は次のとおりです。

従事者	説明					
避難拠点要員 (区職員)	近隣在住または近隣施設職員 10名程度					
避難拠点要員(学校職員)	避難拠点となる学校職員 5名程度					
医師会	近隣診療所等の医師					
歯科医師会	近隣歯科診療所の歯科医師					
薬剤師会	近隣薬局の薬剤師					
柔道整復師会	近隣接骨院の柔道整復師					
医療救護所医療従事スタッフ※	区内および近隣に在住・在勤の(准)看護師					
避難拠点運営連絡会	避難拠点の運営連絡会の区民					

避難拠点要員は、医療救護所の従事者名簿(様式1、様式2)をまとめ、 災害対策健康部救護班に従事者の参集状況を報告します。

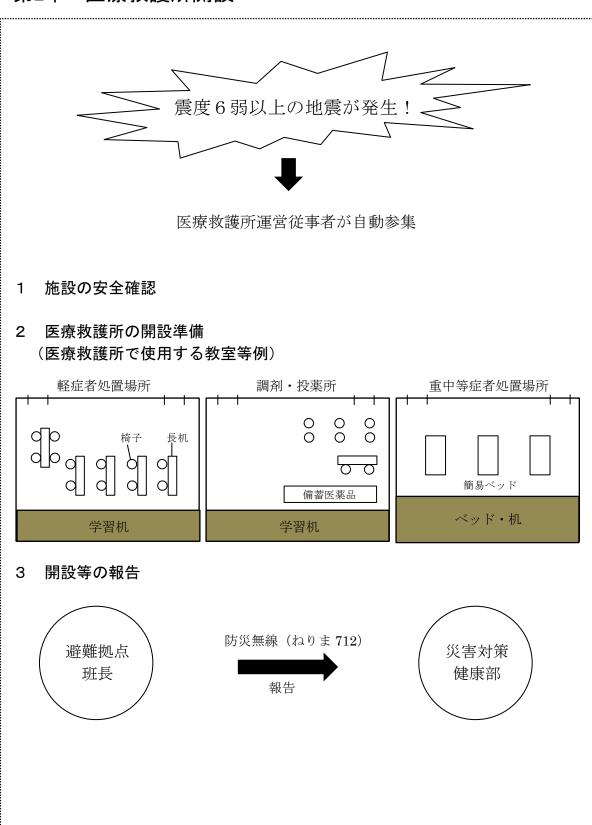
※医療救護所医療従事スタッフ:

震度6弱以上の地震が発生した際に、医療救護所で活動する(准)看護師のこと。本人確認や看護師資格の確認が済んでいる者には、下記の登録者カードを発行しており、持参し、提示することで参集と同時に活動に入れることになっています。

医療スタッフカードイメージ



第2章 医療救護所開設



1 施設の安全確認

区内震度5弱以上の地震が発生すると、避難拠点要員(区職員・学校職員)等(以下、「区要員等」という。)が指定された小中学校に参集します。夜間等で学校が閉校している際には、学校関係者または班長が開錠し、施設の立ち上げ準備を行います。その場合、区要員等はあらかじめ定められた医療救護所として使用する体育館や教室棟等が使用できるかの安全確認をします。

2 医療救護所の開設準備

施設の安全確認が完了すると、区要員等は避難所および医療救護所の開設のための準備を始めます。

同時に医療救護班班員は、ストレッチャーや車椅子通行のスペースを確保するなど動線等にも配慮し、区要員等の設営に助言をします。薬剤師班は、備蓄医薬品を医療救護所備蓄庫から取り出し、「調剤・投薬所」や「重中等症者待機場所」に配備します。

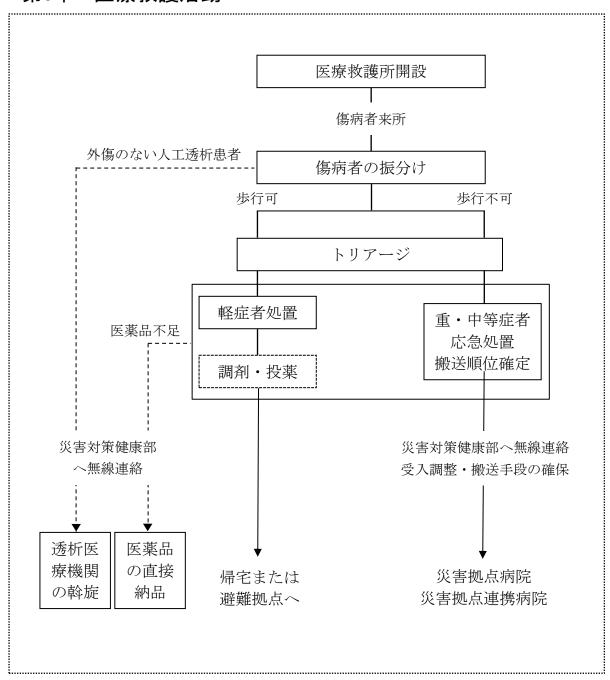
なお、医療救護所で使用する教室等エリアには次のようなものがあります。 例)「傷病者振分け場所」、「軽症者処置場所」、「トリアージ場所」、「重・中 等症者処置場所」、「調剤・投薬所」、「記録場所」

3 開設等の報告

班長は、開設を決定した段階で防災無線により医療救護所を開設したことを災害対策健康部救護班へ連絡<u>するよう区要員に指示</u>します。その際、あわせて参集人員数、四師会の人員数なども連絡します。(様式3)(様式4)

※災害対策健康部救護班(地域医療課)無線番号「ねりま712」

第3章 医療救護活動



1 傷病者来所

東京都の被害想定によると、多摩直下地震(M7クラス)が起こった場合、練馬区内では、最大5,389名の負傷者が発生するとしています。およそ1割の重症者は、災害拠点病院や災害拠点連携医療機関(以下、「災害拠点病院等」という。)で治療を行いますが、残りの9割は、災害医療支援医療機関および医療救護所で対応します。

区要員等は、来所した避難者をケガの有無により避難場所または医療救護 所へそれぞれ案内、誘導します。(→P●● 資料編 災害時医療機関参照)

2 傷病者の振分け

来所した傷病者を、区要員等を中心に軽症者と重症者等に振り分けます。振分けの基準は歩行の可否によります。歩行ができる軽症者については、トリアージ場所へ案内します。歩行できない重症者等については、医療救護所に配備されている担架、防災会資器材庫に配備されているレスキューカー等、あるいは肩をかしながら、保健室などの<u>トリアージ場所</u>に移送します。

※透析患者への対応

医療救護所で透析患者を受け入れた場合、かかりつけ透析医療機関や次回の透析の予定等を聴取します。その後、災害対策健康部が透析医療機関の受入状況を照会し、そこまでの通院手段について検討します。自力での通院が不可能な場合は、まず、かかりつけ透析医療機関や平常時に利用している搬送団体へ連絡してもらいます。通院手段が確保できない場合には、災害対策健康部を通じて、通院手段を確保します。

3 トリアージ

START 式トリアージを用い、軽症者においては、治療の優先順位付けや<u>容態変化</u>患者の発見、重症者等においては、災害拠点病院等へ搬送する順位を確定し、応急処置へと移ります。<u>トリアージ</u>の担い手は、医師や看護師、歯科医師をはじめとする医療職です。

<記入について>

トリアージは、傷病者の症状の程度により、重症者から災害時医療機関へ搬送し治療を行うためのものです。 2人1組となり、トリアージタッグに、まずは次の事項を記入します。

1	氏名	
2	年齢	傷病者に尋ねて記入
3	性別	
4	トリアージ日時	
(5)	トリアージ実施者氏名	



次にトリアージを実施し、次の事項を記入します。

- ⑥ トリアージ区分
- ⑦ トリアージ実施者(医師、救急救命士、その他)



可能であれば、症状・傷病名や裏面の特記事項も記入します。



そして、症状により次の色タッグを点線から切り離します。

判断	タッグの色				
死亡	黒				
重症	赤				
中等症	黄				
軽症	緑				

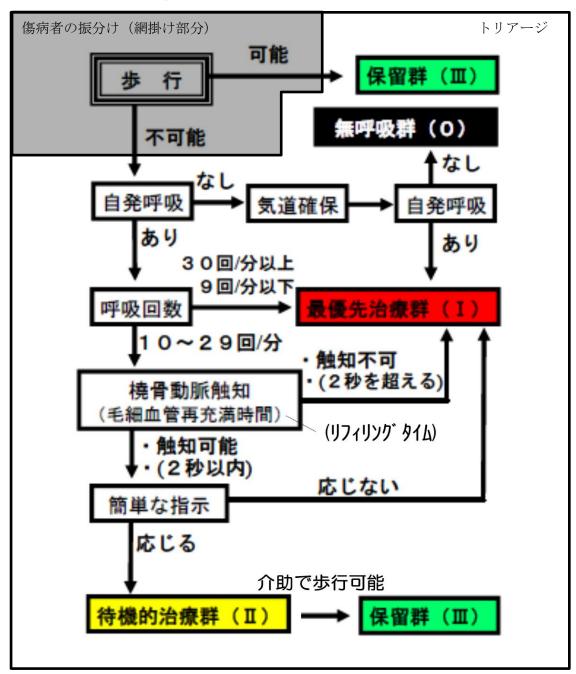
この判断は、START 式トリアージ法に基づき判断します。



トリアージタッグは原則として右手首につけます。この部分が負傷している場合には、左手首、右足首、左足首、首の順でつける部位を変えます。決して衣類や靴等にはつけないようにします。

最後に、表面の1枚目(災害現場用)シートを切り離し、切り離した色タッグとともにトリアージタッグを管理する記録場所に渡します。

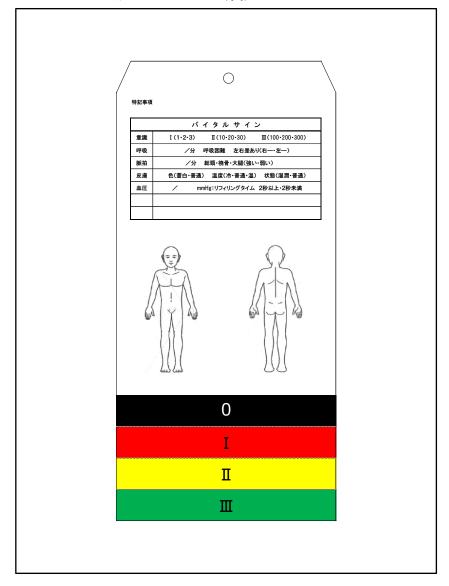
START 式トリアージ法



トリアージタッグイメージ(表)

\bigcirc (災害現場用) トリアージ実施月日・時刻 トリアージ実施者氏名 搬送機関名 収容医療機関名 トリアージ実施場所 トリアージ区分 OIII トリアージ実施機関 医師 救急救命士 その他 症状·傷病名 0 ※複写式です。1枚目「災害現場用」、2枚目「搬送機関用」、 3枚目「収容医療機関用」の3枚構成です。

トリアージタッグイメージ(裏)



4 軽症者手当/調剤・投薬

(1) 軽症者手当

トリアージの結果、軽症(緑色)と判断された方に対して、医師の指示のもと四師会要員が中心となって応急手当を行います。<u>応急手当をする際には、トリアージタッグの記入に加えて、災害用カルテにも同時に</u>記入します。(様式5)

(2) 調剤·投薬

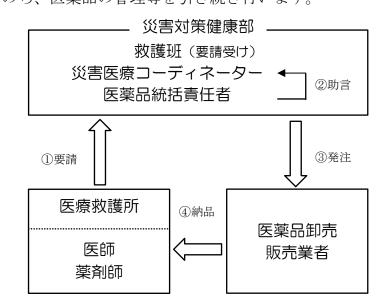
各医療救護所には、3日間を目安として医薬品が備蓄されています。

年 月現在))

(→Р●● 備蓄医薬品等一覧表(平成

薬剤師班は医師の発行した処方箋にもとづき、調剤・投薬を行います。 医療救護所の活動を行うための医薬品が不足した場合は、災害対策健康 部へ補充要請を行います。災害対策健康部には、薬剤師会長が医薬品統 括責任者として参集し、災害医療コーディネーター※に医薬品調達に関 して助言、調整します。その後、医薬品卸売販売業者に発注し、直接

して助言、調整します。その後、医薬品卸売販売業者に発注し、直接、 医療救護所に医薬品等を納品します。薬剤師班は補充された医薬品を受け入れたのち、医薬品の管理等を引き続き行います。



※練馬区災害医療コーディネーター

区内に震度6弱以上の大地震が発生した場合、災害医療コーディネーターは災害対策健康部(区役所)に参集し、活動を開始することとしています。

練馬区災害医療コーディネーターが行う主な業務は以下のとおりです。

- (1) 医療救護班等の活動に関する助言および調整を行うこと。
- (2) 医療救護所の開設、運営に関する助言および調整を行うこと。
- (3) 医薬品等の確保に関する助言を行うこと。

- (4) 傷病者の収容先医療機関の確保に関する助言および調整を行うこと。
- (5) 東京都地域災害医療コーディネーター等との連絡調整に関すること。
- (6) その他災害医療に関すること。

5 重症者等処置/搬送

(1) <u>傷病者振分け</u>で歩行ができなかった傷病者については、トリアージ、 応急手当を経て、災害拠点病院等へ搬送します。

【トリアージ】

重症者(赤色)、中等症者(黄色)と判断された方々の災害時医療機関への搬送順位を、重症度や専門治療の必要性により、決定します。



【災害時医療機関への受入れ要請】

班長は、通信担当を通じて災害対策健康部に対して、重症者や中等症者の 受入れ調整を要請します。



【搬送】

担架、レスキューカーまたは車両を活用し搬送します。区要員、学校要員、また、民間救急事業者の協力を得ながら行います。



【名簿作成】

重症者(赤色)、中等症者(黄色)の名簿(様式6)を記録場所において作成し、誰がどこの災害時医療機関へ搬送されたのかをトリアージタッグの1枚目(災害現場用)シートや搬送者カード(様式7)を用いて記録します。



【重篤者の区外への移送】

区内災害拠点病院でも対応不可能な重篤者については、災害対策健康部へ 報告し、区外への移送を要請します。

(2) 派遣医療チームの要請

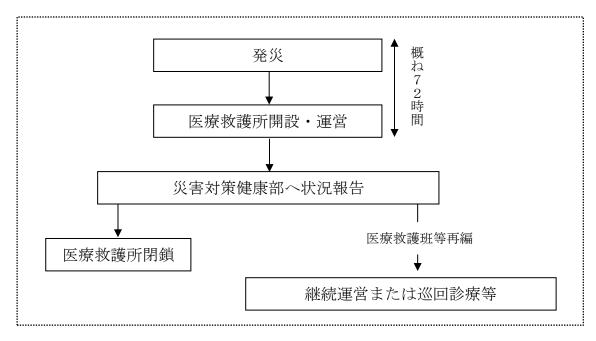
医療救護所の対応が現状のスタッフでは十分にできない場合、班長または統括医は、災害対策健康部または練馬区災害医療コーディネーターに応援の要請を行います。

6 記録場所運営

記録場所の主な従事者は、避難拠点要員(区要員)等です。

トリアージの際に、剝がし取られるトリアージタッグの1枚目(災害現場用)で傷病者の受付・把握をします。傷病者受付一覧(様式6,7)に来所した傷病者を転記していきます。手当が完了した傷病者については、軽症者は、トリアージタッグ本体を用いて、また重中等症者は、搬送者カード(様式7)を用いて、それぞれと転記した傷病者受付一覧を照合し、一覧の消込を行います。それにより、傷病者の手当の終了の有無を把握します。

第4章 発災から72時間以降の運営



1 医療救護所の閉鎖

医療救護所は発災直後から概ね 72 時間開設されますが、傷病者の多寡により再編されますので、災害対策健康部へ傷病者処置数等の正確な情報を報告します。その後、被害の大きな医療救護所にスタッフや医薬品等を集約し、災害対策健康部の指示に従い医療救護所を閉鎖することになります。

2 発災から 72 時間以降の避難拠点・医療救護所

(1) 発災から 72 時間以降の医療救護活動

発災後、区要員等が立ち上げた 10 か所の医療救護所は、人的被害の軽重により、概ね 72 時間以降、災害対策健康部が再編します。また、状況に応じて避難拠点等に避難した方々の巡回診療や健康相談等を行う場合も、練馬区災害医療コーディネーター等との協議に基づき、医療救護班や歯科医療救護班、薬剤師班、柔道整復師班へ派遣の要請を行います。

(2) 医療救護所の運営態勢

医療救護所の継続運営のため、災害対策健康部が中心となり、急性期 発災から72時間以降の医療救護所の運営には交代要員として職員を派遣 し、継続して医療救護所運営をサポートしていきます。

また、72 時間以前でも人的被害が大きい場合など災害対策健康部から 医療救護所要員の交代要員を派遣し、医療救護所の機能を十分に発揮し、 円滑な運営を確保します。

第5章 時系列活動表

四師会の時系列活動表

	医療救護班	歯科医療救護班	薬剤師班	柔道整復師班	備考
	・指定場所へ参集および本部	・指定場所へ参集および本部	・指定場所へ参集および本部	・指定場所へ参集および本部	◆震度 6 弱以上で自動参集。
発	への報告	への報告	への報告	への報告	5 強以下であっても区から
発災直後	• 「区災害医療コーディネー	・医療救護所の開設	• 医薬品統括責任者(会長)	・医療救護所の開設	の要請があれば参集する。
	ター(会長)」の災害対策健	・リーダー選出と役割決め	の災害対策本部への参集	・リーダー選出と役割決め	◆区災害医療コーディネー
から	康部への参集	・治療器材の確認	・医療救護所の開設	・衛生材料の確認	ター (医師会会長、2 拠点病
参	・医療救護所の開設		・リーダー選出と役割決め		院医師、保健所長)は、上記
参集ま	・医療救護班の統括医 (医療		・備蓄医薬品の確認		条件に従い参集する。
で	職リーダー)を選任				
	・治療器材の確認				

	医療救護班	歯科医療救護班	薬剤師班	柔道整復師班	備考
	・医療救護所の運営	医療救護所の運営	医療救護所の運営	・医療救護所の運営	◆避難拠点の班長が救護所
	・トリアージの実施	トリアージの実施	・トリアージの実施	トリアージの実施	の施設管理責任者。
	・傷病者の応急処置	・口腔内以外の簡易な応急処	・軽症者の応急処置	人員が不足した場合は、 <u>傷病</u>	運営上は、統括医(医療職り
	・傷病者の搬送順位確定と搬	置	・傷病者に対する調剤・服薬	<u>者振分け</u> を行う	ーダー)が責任者となる。
	送指示	・歯科治療を要する傷病者の	指導	・医師の指示に従った負傷者	◆災害対策健康部は、収集し
	・死亡の確認	応急処置	・医薬品の供給(区を通じて	に対する応急手当	た情報を基に区災害医療コ
	・医療救護所の必要に応じた	・医療救護所の必要に応じた	薬剤師会、薬業協同組合、医	・手当に必要な衛生材料等の	ーディネーターの助言を踏
超	運営体制の見直し(増員や勤	運営体制の見直し(増員や勤	薬品卸売販売業者に不足し	確保と管理ならびに労務の	まえ医療救護方針を定める。
超急性	務交代など)	務交代など)	た医薬品の調達を依頼する)	提供	◆災害対策健康部は各情報
性 期		・検視・検案の法歯学上協力	・医薬品の仕分けと管理	・医療救護所の必要に応じた	を災対本部に報告するとと
$\widehat{7}$			・医療救護所の必要に応じた	運営体制の見直し(増員や勤	もに、医療救護所、四師会、
2			運営体制の見直し(増員や勤	務交代など)	災害時医療機関等に伝達す
時間			務交代など)		る。
順まで					◆区災害医療コーディネー
で					ターは、区西北部医療コーデ
					ィネーターに伝達し、応援要
					請や傷病者の収容・搬送を調
					整する。
					◆災害対策健康部は医療ボ
					ランティアの受付や救護所
					等への派遣を調整する。
					◆区外の派遣医療チームを
					要請をする。

き で		医療救護班	歯科医療救護班	薬剤師班	柔道整復師班	備考
2 時間以降 ・検視・検案の法歯学上協力 ノミークラス症候群の防止 活動など) ・健康相談等の実施	$\widehat{7}$	療や定点診療	療や定点診療(歯科治療・衛生指導) ・健康相談等の実施	療や定点診療	療や定点診療(応急手当、治療、リハビリ。マッサージやストレッチ等の施術やエコノミークラス症候群の防止活動など)	た情報を基に区災害医療コ ーディネーターの助言を踏 まえ医療救護方針を定める。

	医療救護班	歯科医療救護班	薬剤師班	柔道整復師班	備考
	〔その他の参集〕	〔練馬区歯科医師会災害対	〔医薬品の調達の流れ〕	〔東京都柔道整復師会練馬	
	・災害拠点連携医療機関と専	策本部の設置〕	医療コーディネーターおよ	支部の災害対策本部設置〕	
	門医療拠点病院へ指定され	・災害時の歯科活動を統括す	び医薬品統括責任者の判断	・災害時の柔道整復師、会員	
	た医師会員はそれぞれ参集。	る災害時体制組織を設置す	のもと	を統括する災害時体制組織	
	(P●災害時医療機関一覧を	る。	第一要請先:薬剤師会/薬業	を設置する。	
	参照)	〔避難拠点・福祉避難所にお	協同組合	・各医療救護所の柔道整復師	
		ける活動〕	第二要請先:医薬品卸売販売	班から医療救護所情報を把	
		・区の保健師等で編成する保	業者	握する。	
		健班が避難所等の歯科情報	第三要請先:東京都	① 衛生材料の在庫状況	
		を把握し、歯科医師会に診療	〔医薬品の搬送体制〕	② 班員の活動状況	
		の要請をする。歯科医療救護	医療救護所等に搬送する場	③ 近隣接骨院の開設状況	
		班は歯科診療にあたる。	合は、緊急通行車両等の各自	等	
そ		〔災害時の練馬つつじ歯科			
の他		休日急患診療所〕	物理的に通行不可能の場合		
TIP.		・災害時は通常診療を臨時休	などは、災害対策本部に要請		
		止し、「災害時訪問歯科診療	する。		
		事務局」を設置する。			
		・一般歯科診療所の被災状況			
		や患者情報を把握する。			
		・在宅療養者等への訪問歯科			
		診療の提供を行う。			
		〔身元確認への協力〕			
		・遺体安置所となる体育館等			
		に身元不明遺体が発生した			
		場合、身元確認班は警視庁の			
		指示のもと検視の確認作業			
		に協力する。			

第6章 資料編

1 災害時医療機関

【災害時医療機関(22 医療機関)】

			T		
区分	No.	名称	所在地	電話番号	無線番号
災害	1	順天堂練馬病院	高野台 3-1-10	5923-3111	<u>ねりま 851</u>
拠点病院	2	練馬光が丘病院	光が丘 2-11-1	3979-3611	<u>ねりま 871</u>
	1	練馬総合病院	旭丘 1-24-1	5988-2200	<u>ねりま 872</u>
《中丰上	2	浩生会スズキ病院	栄町 7-1	3557-2001	<u>ねりま 873</u>
災害拠点 連携	3	大泉生協病院	東大泉 6-3-3	5387-3111	<u>ねりま 874</u>
上 連携 医療機関	4	川満外科	東大泉 6-34-46	3922-2912	<u>ねりま 875</u>
	5	田中脳神経外科病院	関町南 3-9-23	3920-6263	<u>ねりま876</u>
	6	辻内科循環器科歯科クリニック	大泉学園町 8-24-25	3924-2017	<u>ねりま 407</u>
	1	島村記念病院	関町北 2-4-1	3928-0071	<u> </u>
	2	保谷病院	南大泉 4-50-15	3924-3258	_
	3	東大泉病院	東大泉 7-36-10	3924-5820	_
	4	関町病院	関町北 1-6-19	3920-0532	_
災害医療	5	東京聖徳病院	北町 3-7-19	3931-1101	_
支援	6	慈雲堂病院	関町南 4-14-53	3928-6511	_
医療機関	7	陽和病院	大泉町 2-17-1	3923-0221	_
	8	豊島園大腸肛門科	春日町 4-6-14	3998-3666	_
	9	阿部クリニック	桜台 2-1-7	3992-1103	_
	10	練馬駅リハビリテーション病院	練馬 1-17-1	3557-2611	<u>_</u>
	11	ねりま健育会病院	大泉学園町 7-3-28	5935-6102	<u>=</u>
古田屋房	1	東海病院 <u>(透析)</u>	中村北 2-10-11	3999-1131	_
専門医療	2	久保田産婦人科病院(産科)	東大泉 3-29-10	3922-0262	_
拠点病院	3	大泉病院 <u>(精神)</u>	大泉学園町 6-9-1	3924-2111	_

2 その他の災害時医療機関

【透析医療機関(11 医療機関)】

区分	No.	名称	所在地	電話番号
	1	高松病院	高松 6-4-23	3997-1171
	2	練馬中央診療所	豊玉北 5-32-8	3991-9655
	3	腎クリニック高野台	高野台 1-3-7	5910-3121
	4	練馬桜台クリニック	豊玉北 4-11-9	5999-0723
	5	優人クリニック	田柄 2-52-10	5383-6760
透析医療機関	6	練馬高野台クリニック	高野台 1-8-15	5372-6151
	7	優人大泉学園クリニック	東大泉 1-28-7	3867-5510
	8	大泉学園クリニック	東大泉 5-40-24	5947-5681
	9	武蔵野総合クリニック練馬	練馬 1-26-1	3993-7015
	10	優人上石神井クリニック	上石神井 1-13-13	5903-3630
	11	石神井公園じんクリニック	石神井町 7-2-5	3995-0725

3 医薬品協定事業者

【医薬品卸売販売業者(7事業者)】

No.	名称	所在地	電話番号							
1	アルフレッサ㈱ 練馬支店	杉並区井草 3-20-5	03 (3301) 6011							
2	㈱スズケン 練馬支店	高野台 2-3-17	03 (5923) 0861							
3	東邦薬品㈱ 練馬・板橋営業所	谷原 1-9-3	03 (3997) 3211							
4	㈱メディセオ 練馬支店	向山 1-11-13	03 (5987) 0861							
5	酒井薬品㈱ 中野営業所	中野区鷺宮 3-47-1	03 (3337) 8021							
6	㈱バイタルネット東京中央支店	板橋区泉町 40-1	03 (5916) 1800							
7	㈱マルタケ 東京支店	豊島区南大塚 1-2-7	03 (5976) 3200							

4 その他の連絡先

No.	名称	所在地	電話番号	FAX 番号	無線番号			
1	防災センター	本庁舎7階			ねりま100			
2	健康推進課 (庶務班)	東庁舎6階	5984-2482	5984-1211	ねりま711			
3	保健予防課 (予防班)	東庁舎6階	5984-1017	5984-1211	ねりま712			
4	地域医療課(救護班)	東庁舎6階	5984-4673	5984-1211	ねりま501			
5	豊玉保健相談所	豊玉北 5-15-19	3992-1188	3992-1187	ねりま502			
6	北保健相談所	北町 8-2-11	3931-1347	3931-0851				
7	光が丘保健相談所	光が丘 2-9-6	5997-7722	5997-7719	ねりま503			
8	石神井保健相談所	石神井町 7-3-28	3996-0634	3996-0590	ねりま504			
9	大泉保健相談所	大泉学園町 5-8-8	3921-0217	3921-0106	ねりま505			
10	関保健相談所	関町東 1-27-4	3929-5381	3929-0787	ねりま551			
11	中村南スポーツ交流センター	中村南 1-2-32	3970-9651	3970-9653				
12	平和台体育館	平和台 2-12-5	5920-3411					
13	上石神井体育館	上石神井 1-32-37	5991-6601	5991-6604				
14	大泉学園体育館	大泉学園町 5-14-24	5905-1161	5905-1166				
15	桜台体育館	桜台 3-28-1	3992-9612	3992-9612	ねりま801			
16	練馬消防署	豊玉北 5-1-8	3994-0119	3994-0480	ねりま802			
17	光が丘消防署	光が丘 2-9-1	5997-0119	5998-2404	ねりま803			
18	石神井消防署	下石神井 5-16-8	3995-0119	3995-2168	ねりま811			
19	練馬警察署	豊玉北 5-2-7	3994-0110		ねりま812			
20	光が丘警察署	光が丘 2-9-8	5998-0110		ねりま813			
21	石神井警察署	石神井町 6-17-26	3904-0110	3904-0850	ねりま711			

5 備蓄医薬品等一覧表(平成 年 月現在)

様式1

避難拠点要員 参集簿

	氏名	所属	参集時間	特記事項
1			:	
2				
3				
4			:	
5			:	
6			:	
7			:	
8			:	
9			÷	
10			÷	

様式2

班(<u>会</u>)	参集簿
----	------------	-----

医療救護所

	氏名	診療所名等	参集時間	特記事項
1			:	
2			:	
3			:	
4			:	
5			:	
6			:	
7			:	
8			:	
9			·	
10			:	

被害状況等報告書

紬	围	区分	<u> </u>	事べ	计策	健	康	邨	ぁ	7
小木		// /	'A'				1.0	נוח	/V 1	

報告日時		年	月	日	時	分
医療救護所名	学校医療救護所					所
報告者氏名						

1 建物の被害状況

施設の状況	倒塌	Ę .	一部倒均	喪 •	被害なし	
医療救護所の使用可否		可	•	不可		
医療救護所の開設		済		未済		
使用できるライフライン	電気		水道 •	その他	()
使用可能な情報設備	電話 •	防災無線	泉・電子メ	-ル(PC)	• 他()

- - (1) トリアージの実施状況

済	未済	計	
人	人	人	

(2) トリアージ実施済者の内訳

死亡(黒)	重症(赤)	中等症(黄)	軽症(緑)
人	人	人	人

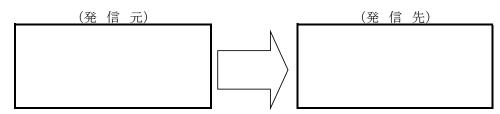
3 参集状況

避難拠点	学校	運営	医療救護	医療	歯科医療	薬剤師班	柔道
要員	要員	連絡会	所要員	救護班	救護班	条削即班	整復師班
人	人	人	人	人	人	人	人

4	不足物	ア咨▫	応援等(か亜苺

5 その他報告事項(備考欄)

通信記録票



発信日時	年	月	日	午前•午後	時	分
通信方法	•電話	•災害伝言	言ダイヤル	・電子メール	•FAX	•防災無線
	その他	000000000000000000000000000000000000000				
記録作成者	所属					
日山地水「ドルズイ日	氏名	000000000000000000000000000000000000000				
要望						
課題						
意見•報告						

災害用カルテ

年 月 日

トリアー	ジタグ &番・	号赤	黄	緑	NO		トリ	アージ	タグ	記	載者	- 場所	斤•機	関					
メディカ	リルID			П										T	T				T
フリガナ			L			1		<u> </u>	1	保	険者	番号							
氏名			à					3	-	記	号•番	号							
生年月日	мтѕн		年		月	日	(歳	携	帯電	話番	号						
	自宅														健在	E	半壊	全	壊
住 所	I	コ知ノ	宅	□÷	テン	ト]車	内口]そ	の他	ļ								
	口避難所	2				ſ	コ知ノ	宝		テン	/ト	二車	内口]そ	の他	,			
職 業禁忌事		10				ì	連絡党	上(勤和	务先	<u>-</u> - <u>-</u>	学校	等)				ì	連絡党	たなし	孤立
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	特記事項(常用薬等) □抗血小板薬(□抗凝固薬 ロワーファリン (□糖尿病治療薬 ロインシュリン ロ経口薬 ロステロイド(□抗てんかん薬(□その他(□透析 □HOT □災害時要援護者(□高齢者 □障害者 □乳幼児 □妊婦 □傷病者 □日本語が不自由な外国人 フォローアップ □必要(身体的/精神的/衛生的/その他)																		
	傷病名		-	1	開始	出		診	察坛	易列	f		Т	į	听属	• [医師 -	ナイン	,
					月	年日													
N. 1																			
3/																			
					•							i a							
	12												+						

年 月	日
-----	---

メディカルID							
氏名	生年月日 性	別MTS H	年	月	日 歳	男	女
the second secon	無 呼吸数 /mi	n 脈拍	/min 整	不整	血圧 /	m	mHg
バイタルサイン 体温 °C 身長	E cm 体重	kg					
既往歴 □高血圧 □糖尿病 □	□喘息 □その他()	妊娠口無	口有	有
予防接種歴 口麻疹 口破傷風[コインフルエンザ ロ	肺炎球菌	*				
主訴					= = 0.p		
□痛み(□頭痛□胸部痛□腹□熱発 日 □	更)						
診断	口処置あり口処置	なし	処プ	5 口無	! 口有		
#1	□ 創処置(軽微) □ 創処置(深い) □ 注射 □ 点滴 □ その他 *その場の処置とし □外用 □内服 創 □清潔 □不	ての	#1				
医師サイン	看護師サイン		薬剤	削師サイ	イン		

<u>学校</u>	医療救護所	軽症者	一覧		様式6	
			亡 <u></u>			

							応急手当					
No.	氏名	年齢	性別	住所	電話	実施日時	実施氏名	= 区分変 ○(黒) I(赤	更 II(黄)	収容医療機関名	症状・傷病名	特記事項
			男·女									
			男·女									
			男·女									
			男·女									
			男·女									
			男∙女									
			男∙女									
			男·女									
			男·女									
			男·女									
			男∙女									
			男·女									
			男∙女									
			男·女									
			男∙女									
			男∙女									
			男∙女									
			男∙女									
			男∙女									
			男·女				42					

<u>学校</u> 医療救護所 重症者 中等症者一覧

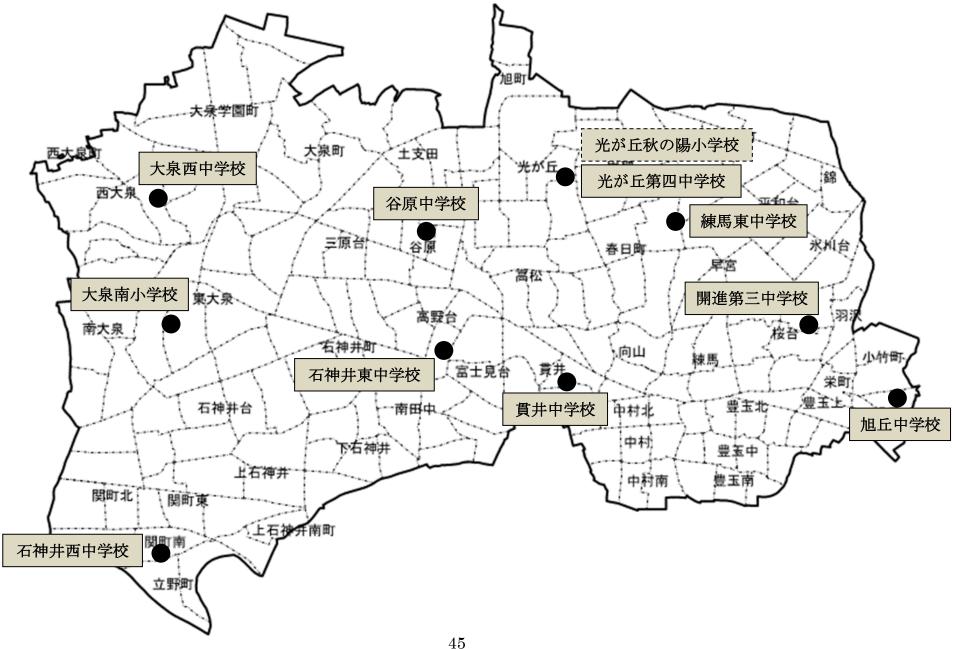
							実施氏名		二次トリ	アージ実	施						
No.	氏名	年齢	性別	住所	電話	実施日時	中佐丘夕		区分	変更			実施機関 救急救命士		収容医療機関名	症状•傷病名	特記事項
						夫旭口吋	夫他氏石	0(黒)	I(赤)	Ⅱ(黄)	Ⅲ(緑)	医師	救急救命士	その他			
			男∙女														
			男∙女														
			男∙女														
			男∙女														
			男∙女														
			男∙女														
			男·女														
			男∙女														
			男·女														
			男·女														
			男·女														
			男·女														
			男·女														
			男∙女														
			男·女														
			男·女														
			男·女														
			男·女														
			男·女														
			男·女														

搬送者カード

① 医師の診断が終わったら、タッグの情報をカードに記入します。

	患者が待機しているベッドにセロハ 患者が搬送されたら、このカードを					察済	みであ	らるこ	とを周知しま	す 。
1	トリアージタッグのNO									
2	氏名									
3	性別				<u>男</u>		•		女	
4	年齢								才	
5	搬送先医療機関名									
		*	搬送分	先が氵	決まった	ら記	こ入しま	きす。		
6	搬送済かどうか					; /,	<u>斉</u>			
		*							た場合は します。	
	この票の記入者氏名 等記入欄									
	所属:									

氏名:



ご来院された皆さまへ

当院は休診しています 近隣の医療救護所で手当をいたします

近隣の医療救護所は、	学校です

(住所:練馬区

メモ	